

## 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターの利用について

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターは、当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会から、投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務に関する苦情の解決及び紛争の解決のためのあっせんに関する業務を受託しています。

同センターの利用による解決を希望される場合、同センターにおいてお客様からの苦情の受付及びあっせん委員によるあっせん手続が行われます。

同センターをご利用になる場合には、以下の連絡先までお申出ください。

### 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号 第二証券会館

電 話 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(月～金 / 9:00～17:00 祝日等を除く)

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターの行う手続の標準的な流れは以下の通りです。

#### 【苦情解決の標準的な流れ】

お客様からの苦情の申立  
会員業者への苦情の取次ぎ  
お客様と会員業者との話し合いと解決

#### 【あっせん手続の標準的な流れ】

お客様からのあっせん申立書の提出  
あっせん申立書受理とあっせん委員の選任  
お客様からのあっせん申立金の納入  
あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取  
あっせん案の提示、受諾

詳しくは、同センターにご照会ください。